平成30年第3回 仙台市入札等監視委員会 会議録

【署名】

八野 由貴

押印掲載 を省略

- 1 日時 平成30年7月23日(月)15時00分~16時45分
- 2 開催場所 本庁舎2階 第四委員会室
- 3 出席委員

蘆立 順美 委員

有川 智 委員

金澤 孝司 委員

高橋 千佳 委員

水野 由貴 委員

(50 音順 敬称略)

4 説明等のため出席した者の職・氏名

財政局 財政部 契約課長	大泉	新一
財政局 財政部 契約課 主幹兼工事契約係長	大場	剛典
財政局 財政部 契約課 管理係長	岡部	圭子
都市整備局 参事兼技術管理室長	太田	進
都市整備局 技術管理室 技術企画係長	佐々木	は 健雄
水道局 総務部 企画財務課長	吉田	勝彦
水道局 総務部 企画財務課 契約係長	根本	大助
水道局 給水部 計画課 技術管理係長	瀬良	利明
水道局 給水部 北管路整備課長	佐藤	勝則
水道局 給水部 北管路整備課 工事第一係長	松岡	裕治
交通局 総務部 財務課長	浅野	真晴
交通局 総務部 財務課 主幹兼契約管財係長	千葉	和宏
交通局 鉄道技術部 電気課長	黒須	潔
交通局 鉄道技術部 施設課 計画係長	齊藤	豪
交通局 鉄道技術部 施設課 建設設備係長	大内	忍
ガス局 総務部 財務課長	小松	淳
ガス局 総務部 財務課 契約係長	鈴木	貢史
ガス局 お客様サービス部 工事サービス課長	遠山	弘明
ガス局 お客様サービス部 工事サービス課		
営業工事第二係長	遠藤	昭裕
ガス局 製造供給部 建設課長	加藤	弘道
ガス局 製造供給部 建設課 主幹兼建設管理係長	小滝	英昭

# 5 会議の経過

# 【1】 開会

# 【2】 議事の経過及び内容

進行: 有川 智 委員長

会議録署名委員: 水野 由貴 委員

# (1) 工事に係る入札及び契約手続の運用状況について

事務局より,「入札方式別発注工事総括表」(資料 P1),「入札方式別発注工事一覧表」(資料  $P2\sim19$ )及び「指名停止の運用状況一覧表」(資料  $P20\sim21$ )に基づき報告。

# 【質疑応答】

# 工事契約及び指名停止の状況

論点等	発言者	発言内容
工事契約の 状況	事務局	今回の報告は、平成30年1月1日~3月31日に契約した、予定価格1,000
1/1/16		万円以上の工事案件が対象である。
		総契約件数は97件である。昨年同期は190件であり、総契約件数として
		は、約半数の水準であった。昨年と比しての件数減の要因としては、昨年同
		期は、補正予算の執行案件が多く、道路舗装工事を数多く発注したこと及び
		建築、電気、設備と幅広い工事が関係した学校関連工事の発注件数が多かっ
		たためである。
		特例政令適用一般競争入札は対象案件がなかった。
		制限付き一般競争入札は 84 件で,内訳は市長部局 56 件,水道局 14 件,
		交通局7件,ガス局7件である。
		指名競争入札は対象案件がなかった。
		随意契約は13件で,内訳は市長部局3件,水道局3件,交通局3件,ガ
		ス局 4 件である。
		(資料 P1~19 参照)
指名停止の 運用状況	事務局	今回の報告に係る期間(平成 30 年 4 月 1 日~6 月 30 日)における指名停
建用机机		止案件は3件,8社である。
		No1~No5 は大きくは 1 つの案件である。基本となる指名停止事由は東京
		都発注の特定二層式低騒音舗装工事及び東京港埠頭㈱発注の特定舗装工事及
		び成田国際空港㈱発注の特定舗装工事において、公正取引委員会から独占禁
		止法第3条(不当な取引制限の禁止)の規定に反する行為について、排除措

図命令及び歌機会納付命令を受けたものである。公正取引奏員会からは3つの異なる指名停止事由を一括して公表されている。この案件に関わったのは、全部で9社かるが、その内仙台市に登録していた 5 社を指名停止としたものである。 指名停止となった 5 社が、3 つの工事事業の全てに関係した訳ではなく、例えば No.5 の鹿島道路様は、成田交際空港構発込め特定舗装工事につみ関係していたものである。また、処分内容も業者によって排除措置命令及び課徴金納付命令を受けた者がある。更に、国や各政令指定都市の指名停止期間の扱いも、全での業者を一括して扱った所と3つの工事事業毎に指名停止期間を定めている。これは、公正取引委員会が排除措置命令書の扱いを、3 つの工事事業毎に9 号、10 号、11 号と別々の案件としたことに倣ったものである。その中で、例えば No.2 の東亜道路工業様においては、3 つの対象工事全てで課徴金減免制度の適用を受けていることから、第 14 号による指名停止期間の扱いを本来の指名停止期間である 4 か月から 2 分の 1 に短縮し、2 か月としている。同様の指置として、No.4 世紀東急工業様及び No.5 鹿島道路梯の指名停止期間につかる 4 か月から 2 分の 1 に短縮し、2 か月としている。同様の指置として、No.4 世紀東急工業様及び No.5 鹿島道路梯の指名停止期間につかるる。 No.6 の様水関は、本市発注の「仙台市八木山動物公園ビジターセンター2 階な性専用浴室・更衣室等設置工事」において工程遅延を生じさせ、平成 30 年 3 月 13 日の上期までは上事を完成することができなかったもので、実際は5 月 28 日に完成となっている。このため、工程調整等の不備があったということで第4 号の契約違反により 1 か月を作としたものである。 No.7 の構フジタを構成員に含む共同企業体は、上記理由により購入の多の下で又は不該実な行為により、6 か月の指名停止と合わせて同様の指名停止としたものである。 (資料 P20~21 参照) 発注工事の状況については、昨年から半減しており、制限付き一般競争入札も昨年の 139 件から8 4 件へと大幅に減っている。これは、昨年は補正子第による将上までは連用状況の No.1 ~No.5 の案件において、第 14 号は6 か月以上指名停止地 11 以降の改正により複雑さを増している。これらを踏まえて活発な議論をお願いしたい。 指名停止 2 小月以下という理解で良いか。			
全部で9社あるが、その内側台市に登録していた5社を指名停止としたものである。 指名停止となった5社が、3つの工事事案の全てに関係した訳ではなく、例えば No.5 の應島道路開は、成田交際空港開発注の特定舗装工事にのみ関係していたものである。また、処分内容も業者によって排除措置命令及び課機金納付命令を受けた者と課徴金納付命令のみを受けた者がある。更に、国や各政令指定都市の指名停止期間の扱いも、全ての業者を一括して扱った所と3つの工事事案毎に扱いを変えた所がある、という状況であった。本市では、それぞれの工事事案毎に指名停止期間を定めている。これは、公正取引委員会が排除措置命令事の扱いを、3つの工事事案毎に9号、10号、11号を別々の案件としたことに倣ったものである。その中で、例えば No.2 の東亜道路工業㈱ においては、3つの対象工事全で課飯金減免制度の適用を受けていることから、第 14 号による指名停止期間の扱いを本来の指名停止期間である4か月から2分の1に短縮し、2か月としている。同様の措置として、No.4世紀東急工業㈱及び No.5 鹿島道路側の指名停止期間についても短値したものである。No.6の解末側は、本市発注の「個台市八木山動物公園ビジターセンター2階女性専用浴室・更衣室等設置工事」において工程調整等の不備があったということで第4号の製剤違反により「1か月の指名停止としたものである。No.7の㈱フジタは、農林水産省が東北農政局において発出とました土木一式工事5件に係る取引において、公正取引委員会から強占禁止法第 19条の規定に違反する行為を行っていたとして、排除措置命令を受けたものである。No.8の㈱フジタを構成員に含む共同企業体は、上記理由により懶フジタの指名停止と合わせて同様の指名停止としたものである。(資料 P20~21参照) 発生工事の状況については、昨年から半減しており、制限付き一般競争入札も昨年の 139件から84件へと大幅に減っている。これは、昨年は補正予算による執行案件が多かった反動もあった。また、指名停止としたものである。(資料 P20~21参照) 発出により複雑さを増している。これらを踏まえて活発な議論をお願いしたい。			置命令及び課徴金納付命令を受けたものである。公正取引委員会からは3つ
である。 指名停止となった 5 社が、3 つの工事事業の全てに関係した訳ではなく、例えば No.5 の鹿島道路解は、成田交際空港解発注の特定舗装工事にのみ関係していたものである。また、処分内容も業者によって排除措置命令及び悪徴金納付命令を受けた者と誤徴金納付命令のみを受けた者がある。更に、即令各政令指定都市の指名停止期間の扱いも、全ての業者を一括して扱った所と 3 つの工事事業毎に扱いを変えた所がある。という状況であった。本市では、それぞれの工事事業毎に指名停止期間を定めている。これは、公正取引委員会が排除措置命令書の扱いを、3 つの工事事業毎にり 号、11 号と別々の案件としたことに破ったものである。その中で、例えば No.2 の東亜道路工業課においては、3 つの対象工事全てで課徴金減免制度の適用を受けていることから、第 14 号による指名停止期間の扱いを本来の指名停止期間である 4 か月から 2 分の 1 に短縮し、2 か月としている。同様の措置として、No.4 世紀東急工業博及び No5 鹿島道路構の指名停止期間についても短縮したものである。No.6 の構み隔は、本市発注の「伸行人本山動物公園ビジターセンター2 階女性専用浴室・更衣室等設置工事」において工程遅延を生じさせ、平成 30年3月13日の工場までは工事を完成することができなかったもので、実際は5月28日に完成となっている。このため、工程調整等の不備があったということで第 4 号の契約違反により 1 か月の指名停止としたものである。No.7 の構フジタは、農林水産が東北農政局において発注した土木一式工事 5 件に係る取引において、公正取引委員会から独占禁止法第 19 条の規定に違反する行為を行っていたとして、排除措置命令を受けたもので、第 22号の不正又は不誠実な行為により、6 か月の指名停止としたものである。(資料 P20~21 参照)  耐名停止と合わせて同様の指名停止としたものである。(資料 P20~21 参照)  発注工事の状況については、昨年から半減しており、制限付き一般競争人札も昨年の 139 件から 84 件へと大幅に減っている。これは、昨年は補正予算による執行案件が多かった反動もあった。また、指名停止については、本年4月1日以降の改正により複雑さを増している。これは、昨年は補正予算による執行案件が多かった反動もあった。また、指名停止については、本年4月1日以降の改正により複雑さを増している。これは、昨年は補正予算による執行案件が多かった反動もあった。また、指名停止を設立している。これは、昨年は補正予算による執行案件が多かった反動もあった。また、指名停止を記述ないる。			の異なる指名停止事由を一括して公表されている。この案件に関わったのは,
指名停止となった 5 社が、3 つの工事事業の全てに関係した訳ではなく、例えば No.5 の鹿島道路㈱は、成田交際空港㈱発注の特定舗装工事にのみ関係していたものである。また、処分内容も業者によって排除措置命令及び課徴金納付命令を受けた者を課数金納付命令のみを受けた者がある。更に、国や各政令指定都市的名停止期間の扱いも、全ての業者を一括して扱った所と3つの工事事業毎に扱いを変えた所がある、という状況であった。本市では、それぞれの工事事業毎に指名停止期間を定めている。これは、公正取引委員会が排除措置命令書の扱いを、3 つの工事事業毎に9 号、10 号、11 号と別々の案件としたことに倣ったものである。その中で、例えば No.2 の東亜道路工業郷においては、3 つの対象工事全でで課金金銭制度の適用を受けていることから、第 14 号による指名停止期間の扱いを本来の指名停止期間である 4 か月から 2 分の 1 に短縮し、2 か月としている。同様の措置として、No.4 世紀東急工業網及び No5 鹿島道路㈱の指名停止期間についても短縮したものである。No.6 の㈱永岡は、本市発注の「仙台市八木山動物公園ビジターセンター2階女性専用浴室・更衣室等設置工事」において工程遅延を生じさせ、平成30年3月13日の工期までは工事を完成することができなかったもので、実際は5月28日に完成となっている。このため、工程調整等の不備があったということで第4号の契約違反により1か月の指名停止としたものである。No.7 の㈱フジタと構成員に含む東記を扱いて発注した土木一式工事5件に係る取引において、公正取引委員会から独占禁止法第19条の規定に違反する行為を行っていたとして、排除措置命令を受けたものである。No.8 の㈱フジタを構成員に含む共同企業体は、上記理由により㈱フジタの指名停止と合わせて同様の指名停止としたものである。(資料 P20~21 参照)			全部で9社あるが、その内仙台市に登録していた5社を指名停止としたもの
例えば No.5 の鹿島道路網は、成田交際空港継発注の特定舗装工事にのみ関係していたものである。また、処分内容も業者によって排除措置命令及び課徴金納付命令を受けた者と課徴金納付命令のみを受けた者がある。更に、国や各政令指定都市の指名停止期間の扱いも、全ての業者を一括して扱った所と3つの工事事案毎に扱いを変えた所がある。という状況であった。本市では、それぞれの工事事案毎に指名停止期間を定めている。これは、公正取引委員会が排除措置命令書の扱いを、3つの工事事業毎に9号、10号、11号と別々の案件としたことに倣ったものである。その中で、例えば No.2 の東亜道路工業網においては、3つの対象工事全てで課徴金減免制度の適用を受けていることから、第14号による指名停止期間の扱いを本来の指名停止期間である4か月から2分の1に短縮し、2か月としている。同様の措置として、No.4 世紀東急工業網及び No5 鹿島道路側の指名停止期間についても短縮したものである。No.6 の棚本側は、本市発注の「他合市八木山動物公園ビジターセンター2階女性専用浴室・更衣室等設置工事」において工程運延を生じさせ、平成30年3月13日の工期までは工事を完成することができなかったもので、実際は5月28日に完成となっている。このため、工程調整等の不備があったということで第4号の契約違反により1か月の指名停止としたものである。No.7 の棚フジタは、農林水産省が東北農政局において発注した土木一式工事5件に係る取引において、公正取引委員会から独占禁止法第19条の規定に違反する行為を行っていたとして、排除措置命令を受けたものである。No.8 の欄フジタを構成員に含む共同企業体は、上記理由により構フジタの指名停止と合わせて同様の指名停止としたものである。(資料 P20~21参照) 発注工事の状況については、昨年から半減しており、制限付き一般競争入札も昨年の139件から84件へと大幅に減っている。これは、昨年は補正子算による執行案件が多かった反動もあった。また、指名停止については、本年4月1日以降の改正により複雑さを増している。これらを踏まえて活発な議論をお願いしたい。			である。
係していたものである。また、処分内容も業者によって排除措置命令及び課 徴金納付命令を受けた者と課徴金納付命令のみを受けた者がある。更に、国 や各政令指定都市の指名停止期間の扱いも、全ての業者を一括して扱った所 と 3 つの工事事業毎に扱いを変えた所がある。という状況であった。 本市では、それぞれの工事事業毎に指名停止期間を定めている。これは、 公正取引委員会が排除措置命令書の扱いを、3 つの工事事案毎に9 号,10号, 11号と別々の案件としたことに倣ったものである。 その中で、例えば No.2 の東亜道路工業無においては、3 つの対象工事全て で課傚金減免制度の適用を受けていることから、第 14 号による指名停止期間の扱いを本来の指名停止期間である 4 か月から 2 分の 1 に短縮し、2 か月 としている。同様の措置として、No.4 世紀東急工業課及び No5 鹿島道路機 の指名停止期間についても短縮したものである。 No.6 の隣永岡は、本市発注の「仙台市人木山動物公園ビジターセンター2 階女性専用浴室・更衣室等設置工事」において工程遅延を生じさせ、平成 30 年 3 月 13 日の工期までは工事を完成することができなかったもので、実際 は 5 月 28 日に完成となっている。このため、工程調整等の不備があったと いうことで第 4 号の契約違反により 1 か月の指名停止としたものである。 No.7 の㈱フジタは、農林水産省が東北農政局において発注した土木一式工 事 5 件に係る取引において、公正取引委員会から独占禁止と第 19 条の規定 に違反する行為を行っていたとして、排除措置命令を受けたものである。 No.8 の㈱フジタを構成員に含む共同企業体は、上記理由により㈱フジタの 指名停止と合わせて同様の指名停止としたものである。 (資料 P20~21参解) 司会進行 委員長 発注工事の状況については、昨年から半減しており、制限付き一般競争入 札も昨年の 139 件から 84 件へと大幅に減っている。これは、昨年は補正予 算による執行案件が多かった反動もあった。また、指名停止については、本 年 4 月 1 日以降の改正により複雑さを増している。これは、昨年は補正予 算による執行案件が多かった反動もあった。また、指名停止については、本 年 4 月 1 日以降の改正により複雑さを増している。これらを踏まえて活発な 議論をお願いしたい。 指名停止運用状況の No.1~No.5 の案件において、第 14 号は 6 か月以上 12 か月以下という理解で良いか。			指名停止となった5社が、3つの工事事案の全てに関係した訳ではなく、
後金納付命令を受けた者と誤骸金納付命令のみを受けた者がある。更に、国や各政令指定都市の指名停止期間の扱いも、全ての業者を一括して扱った所と3つの工事事案毎に扱いを変えた所がある、という状況であった。本市では、それぞれの工事事案毎に指名停止期間を定めている。これは、公正取引委員会が排除措置命令書の扱いを、3つの工事事案毎に9号,10号,11号と別々の案件としたことに倣ったものである。その中で、例えばNo.2の東亜道路工業㈱においては、3つの対象工事全てで課酸金減免制度の適用を受けていることから、第14号による指名停止期間の扱いを本来の指名停止期間である4か月から2分の1に短縮し、2か月としている。同様の措置として、No.4世紀東急工業㈱及びNo5鹿島道路㈱の指名停止期間についても短縮したものである。 No.6の㈱永岡は、本市発注の「仙台市八木山動物公園ビジターセンター2階な性専用浴室・更衣室等設置工事」において工程運延を生じさせ、平成30年3月13日の工期までは工事を完成することができなかったもので、実際は5月28日に完成となっている。このため、工程調整等の不備があったということで第4号の契約違反により1か月の指名停止としたものである。No.7の㈱フジタを構成員に会いで、10分別の機力としたものである。No.7の㈱フジタを構成員に含む共同企業体は、上記理由により㈱フジタの指名停止と合わせて同様の指名停止としたものである。No.8の㈱フジタを構成員に含む共同企業体は、上記理由により㈱フジタの指名停止と合わせて同様の指名停止としたものである。(資料 P20~21参照)  「司会進行 委員長 発注工事の状況については、昨年から半減しており、制限付き一般競争入札も昨年の139件から84件へと大幅に減っている。これは、昨年は補正予算による執行案件が多かった反動もあった。また、指名停止については、本年4月1日以降の改正により複雑さを増している。これらを踏まえて活発な議論をお願いしたい。  指名停止期間について は 14号は6か月以上12か月以下という理解で良いか。			例えば No.5 の鹿島道路㈱は,成田交際空港㈱発注の特定舗装工事にのみ関
や各政令指定都市の指名停止期間の扱いも、全ての業者を一括して扱った所と3つの工事事業毎に扱いを変えた所がある、という状況であった。本市では、それぞれの工事事業毎に指名停止期間を定めている。これは、公正取引委員会が排除措置命令書の扱いを、3つの工事事業毎に9号、10号、11号と別々の案件としたことに倣ったものである。その中で、例えばNo.2の東亜道路工業㈱においては、3つの対象工事全でで課徴金減免制度の適用を受けていることから、第14号による指名停止期間の扱いを本来の指名停止期間である4か月から2分の1に短縮し、2か月としている。同様の措置として、No.4世紀東急工業㈱及びNo5 鹿島道路㈱の指名停止期間についても短縮したものである。No.6の㈱水岡は、本市発注の「仙台市八木山動物公園ビジターセンター2階女性専用浴室・更衣室等設置工事」において工程遅延を生じさせ、平成30年3月13日の工期までは工事を完成することができなかったもので、実際は5月28日に完成となっている。このため、工程調整等の不備があったということで第4号の契約違反により1か月の指名停止としたものである。No.7の㈱ブジタは、農林水産省が東北農政局において発注した土木一式工事5件に係る取引において、公正取引委員会から独占禁止法第19条の規定に違反する行為を行っていたとして、排除措置命令を受けたもので、第22号の不正又は不誠実な行為により、6か月の指名停止としたものである。No.8の㈱ブジタを構成員に含む共同企業体は、上記理由により㈱ブジタの指名停止と合わせて同様の指名停止としたものである。(資料 P20~21参照)発注工事の状況については、昨年から半減しており、制限付き一般競争入札も昨年の139件から84件へと大幅に減っている。これは、昨年は補正予算による執行案件が多かった反動もあった。また、指名停止については、本年4月1日以降の改正により複雑さを増している。これらを踏まえて活発な議論をお願いしたい。			係していたものである。また、処分内容も業者によって排除措置命令及び課
と3つの工事事業毎に扱いを変えた所がある、という状況であった。本市では、それぞれの工事事業毎に指名停止期間を定めている。これは、公正取引委員会が排除措置命令書の扱いを、3つの工事事業毎に9号、10号、11号と別々の案件としたことに倣ったものである。その中で、例えばNo.2の東亜道路工業㈱においては、3つの対象工事全てで課機金減免制度の適用を受けていることから、第14号による指名停止期間の扱いを本来の指名停止期間である4か月から2分の1に短縮し、2か月としている。同様の措置として、No.4世紀東急工業構及びNo5鹿島道路㈱の指名停止期間についても短縮したものである。 No.6の㈱水岡は、本市発注の「仙台市八木山動物公園ビジターセンター2階女性専用浴室・更衣室等設置工事」において工程遅延を生じさせ、平成30年3月13日の工期までは工事を完成することができなかったもので、実際は5月28日に完成となっている。このため、工程調整等の不備があったということで第4号の契約違反により1か月の指名停止としたものである。No.7の㈱フジタは、農林水産省が東北農政局において発注した土木一式工事5件に係る取引において、公正取引委員会から独占禁止法第19条の規定に違反する行為を行っていたとして、排除措置命令を受けたものである。No.8の㈱フジタを構成員に含む共同企業体は、上記理由により㈱フジタの指名停止としたものである。 No.8の㈱フジタを構成員に含む共同企業体は、上記理由により㈱フジタの指名停止としたものである。 (資料P20~21参照)  第注工事の状況については、昨年から半減しており、制限付き一般競争入札も昨年の139件から84件へと大幅に減っている。これは、昨年は補正予算による執行案件が多かった反動もあった。また、指名停止については、本年4月1日以降の改正により複雑さを増している。これらを踏まえて活発な議論をお願いしたい。  指名停止期間の適用期間について 指名停止期間の適用期間について 指名停止期間の適用期間について 指名停止期状況のNo.1~No.5の案件において、第14号は6か月以上12か月以下という理解で良いか。			徴金納付命令を受けた者と課徴金納付命令のみを受けた者がある。更に,国
本市では、それぞれの工事事案毎に指名停止期間を定めている。これは、公正取引委員会が排除措置命令書の扱いを、3 つの工事事案毎に 9 号,10 号,11 号と別々の案件としたことに倣ったものである。その中で、例えば No.2 の東亜道路工業㈱においては、3 つの対象工事全てで課徴金減免制度の適用を受けていることから、第 14 号による指名停止期間の扱いを本来の指名停止期間である 4 か月から 2 分の 1 に短縮し、2 か月としている。同様の措置として、No.4 世紀東急工業㈱及び No.5 鹿島道路㈱の指名停止期間についても短縮したものである。 No.6 の㈱水岡は、本市発注の「仙台市八木山動物公園ビジターセンター2階女性専用浴室・更衣室等設置工事」において工程遅延を生じさせ、平成 30年 3 月 13 日の工期までは工事を完成することができなかったもので、実際は 5 月 28 日に完成となっている。このため、工程調整等の不備があったということで第 4 号の契約違反により 1 か月の指名停止としたものである。No.7 の㈱フジタは、農林水産省が東北農政局において発注した土木一式工事 5 件に係る取引において、公正取引委員会から独占禁止法第 19 条の規定に違反する行為を行っていたとして、排除措置命令を受けたもので、第 22 号の不正又は不誠実な行為により、6 か月の指名停止としたものである。No.8 の㈱フジタを構成員に含む共同企業体は、上記理由により㈱フジタの指名停止と合わせて同様の指名停止としたものである。(資料 P20~21 参照) 委員長 発注工事の状況については、昨年から半減しており、制限付き一般競争入札も昨年の 139 件から 84 件へと大幅に減っている。これは、昨年は補正予算による執行案件が多かった反動もあった。また、指名停止については、本年 4 月 1 日以降の改正により複雑さを増している。これらを踏まえて活発な議論をお願いしたい。			や各政令指定都市の指名停止期間の扱いも、全ての業者を一括して扱った所
公正取引委員会が排除措置命令書の扱いを、3つの工事事案毎に9号、10号、11号と別々の案件としたことに倣ったものである。その中で、例えばNo.2の東亜道路工業㈱においては、3つの対象工事全でで課徴金減免制度の適用を受けていることから、第14号による指名停止期間の扱いを本来の指名停止期間である4か月から2分の1に短縮し、2か月としている。同様の措置として、No.4世紀東急工業㈱及びNo5鹿島道路㈱の指名停止期間についても短縮したものである。No.6の㈱永岡は、本市発注の「仙台市八木山動物公園ビジターセンター2階女性専用浴室・更衣室等設置工事」において工程遅延を生じさせ、平成30年3月13日の工期までは工事を完成することができなかったもので、実際は5月28日に完成となっている。このため、工程調整等の不備があったということで第4号の契約違反により1か月の指名停止としたものである。No.7の㈱フジタは、農林水産省が東北農政局において発注した土木一式工事5件に係る取引において、公正取引委員会から独占禁止法第19条の規定に違反する行為を行っていたとして、排除措置命令を受けたもので、第22号の不正又は不誠実な行為により、6か月の指名停止としたものである。No.8の㈱フジタを構成員に含む共同企業体は、上記理由により㈱フジタの指名停止と合わせて同様の指名停止としたものである。(資料 P20~21参照)  「資料 P20~21参照)  「司会連行 委員長 発注工事の状況については、昨年から半減しており、制限付き一般競争入札も昨年の139件から84件へと大幅に減っている。これは、昨年は補正予算による執行案件が多かった反動もあった。また、指名停止については、本年4月1日以降の改正により複雑さを増している。これらを踏まえて活発な議論をお願いしたい。  指名停止期間の適用期間について 指名停止運用状況の No.1~No.5 の案件において、第14号は6か月以上12か月以下という理解で良いか。			と3つの工事事案毎に扱いを変えた所がある,という状況であった。
11 号と別々の案件としたことに倣ったものである。 その中で、例えば No.2 の東亜道路工業㈱においては、3 つの対象工事全てで課徴金減免制度の適用を受けていることから、第 14 号による指名停止期間の扱いを本来の指名停止期間である 4 か月から 2 分の 1 に短縮し、2 か月としている。同様の措置として、No.4 世紀東急工業㈱及び No5 鹿島道路㈱の指名停止期間についても短縮したものである。 No.6 の㈱永岡は、本市発注の「仙台市八木山動物公園ビジターセンター2階女性専用浴室・更衣室等設置工事」において工程遅延を生じさせ、平成 30年3月13日の工期までは工事を完成することができなかったもので、実際は5月28日に完成となっている。このため、工程調整等の不備があったということで第4号の契約違反により1か月の指名停止としたものである。 No.7 の㈱フジタは、農林水産省が東北農政局において発注した土木一式工事5件に係る取引において、公正取引委員会から独占禁止法第19条の規定に違反する行為を行っていたとして、排除措置命令を受けたもので、第22号の不正又は不誠実な行為により、6か月の指名停止としたものである。 No.8 の㈱フジタを構成員に含む共同企業体は、上記理由により㈱フジタの指名停止と合わせて同様の指名停止としたものである。(資料 P20~21参照)  電会進行 委員長  「会達工事の状況については、昨年から半減しており、制限付き一般競争入札も昨年の139件から84件へと大幅に減っている。これは、昨年は補正予算による執行案件が多かった反動もあった。また、指名停止については、本年4月1日以降の改正により複雑さを増している。これらを踏まえて活発な議論をお願いしたい。  指名停止期間の適用期間について			本市では、それぞれの工事事案毎に指名停止期間を定めている。これは、
その中で、例えば No.2 の東亜道路工業㈱においては、3 つの対象工事全てで課 後金減免制度の適用を受けていることから、第 14 号による指名停止期間の扱いを本来の指名停止期間である 4 か月から 2 分の 1 に短縮し、2 か月としている。同様の措置として、No.4 世紀東急工業㈱及び No5 鹿島道路㈱の指名停止期間についても短縮したものである。 No.6 の㈱水岡は、本市発注の「仙台市八木山動物公園ビジターセンター2階女性専用浴室・更衣室等設置工事」において工程遅延を生じさせ、平成 30年 3月13日の工期までは工事を完成することができなかったもので、実際は5月28日に完成となっている。このため、工程調整等の不偏があったということで第4号の契約違反により1か月の指名停止としたものである。No.7の㈱フジタは、農林水産省が東北農政局において発注した土木一式工事5件に係る取引において、公正取引委員会から独占禁止法第19条の規定に違反する行為を行っていたとして、排除措置命令を受けたもので、第22号の不正又は不誠実な行為により、6か月の指名停止としたものである。No.8の㈱フジタを構成員に含む共同企業体は、上記理由により㈱フジタの指名停止と合わせて同様の指名停止としたものである。(資料P20~21参照)  至注工事の状況については、昨年から半減しており、制限付き一般競争入札も昨年の139件から84件へと大幅に減っている。これは、昨年は補正予算による執行案件が多かった反動もあった。また、指名停止については、本年4月1日以降の改正により複雑さを増している。これらを踏まえて活発な議論をお願いしたい。			公正取引委員会が排除措置命令書の扱いを,3つの工事事案毎に9号,10号,
で課徴金減免制度の適用を受けていることから、第 14 号による指名停止期間の扱いを本来の指名停止期間である 4 か月から 2 分の 1 に短縮し、2 か月としている。同様の措置として、No.4 世紀東急工業㈱及び No5 鹿島道路㈱の指名停止期間についても短縮したものである。			11 号と別々の案件としたことに倣ったものである。
間の扱いを本来の指名停止期間である 4 か月から 2 分の 1 に短縮し、2 か月としている。同様の措置として、No.4 世紀東急工業㈱及び No5 鹿島道路㈱の指名停止期間についても短縮したものである。 No.6 の㈱永岡は、本市発注の「仙台市八木山動物公園ビジターセンター2階女性専用浴室・更衣室等設置工事」において工程遅延を生じさせ、平成 30年3月13日の工期までは工事を完成することができなかったもので、実際は5月28日に完成となっている。このため、工程調整等の不備があったということで第4号の契約違反により1か月の指名停止としたものである。No.7の㈱フジタは、農林水産省が東北農政局において発注した土木一式工事5件に係る取引において、公正取引委員会から独占禁止法第19条の規定に違反する行為を行っていたとして、排除措置命令を受けたもので、第22号の不正又は不誠実な行為により、6か月の指名停止としたものである。No.8の㈱フジタを構成員に含む共同企業体は、上記理由により㈱フジタの指名停止と合わせて同様の指名停止としたものである。(資料P20~21参照)  季員長  発注工事の状況については、昨年から半減しており、制限付き一般競争入札も昨年の139件から84件へと大幅に減っている。これは、昨年は補正予算による執行案件が多かった反動もあった。また、指名停止については、本年4月1日以降の改正により複雑さを増している。これらを踏まえて活発な議論をお願いしたい。  指名停止期間の適用期間について  指名停止運用状況のNo.1~No.5の案件において、第14号は6か月以上12か月以下という理解で良いか。			その中で,例えば No.2 の東亜道路工業㈱においては,3 つの対象工事全て
としている。同様の措置として、No.4 世紀東急工業㈱及び No5 鹿島道路㈱の指名停止期間についても短縮したものである。 No.6 の㈱永岡は、本市発注の「仙台市八木山動物公園ビジターセンター2 階女性専用浴室・更衣室等設置工事」において工程遅延を生じさせ、平成30年3月13日の工期までは工事を完成することができなかったもので、実際は5月28日に完成となっている。このため、工程調整等の不備があったということで第4号の契約違反により1か月の指名停止としたものである。 No.7の㈱フジタは、農林水産省が東北農政局において発注した土木一式工事5件に係る取引において、公正取引委員会から独占禁止法第19条の規定に違反する行為を行っていたとして、排除措置命令を受けたもので、第22号の不正又は不誠実な行為により、6か月の指名停止としたものである。 No.8の㈱フジタを構成員に含む共同企業体は、上記理由により㈱フジタの指名停止と合わせて同様の指名停止としたものである。 (資料P20~21参照)  司会進行 委員長 発注工事の状況については、昨年から半減しており、制限付き一般競争入札も昨年の139件から84件へと大幅に減っている。これは、昨年は補正予算による執行案件が多かった反動もあった。また、指名停止については、本年4月1日以降の改正により複雑さを増している。これらを踏まえて活発な議論をお願いしたい。 指名停止期間の適用期間について			で課徴金減免制度の適用を受けていることから, 第 14 号による指名停止期
の指名停止期間についても短縮したものである。			間の扱いを本来の指名停止期間である4か月から2分の1に短縮し、2か月
No.6 の㈱永岡は、本市発注の「仙台市八木山動物公園ビジターセンター2階女性専用浴室・更衣室等設置工事」において工程遅延を生じさせ、平成30年3月13日の工期までは工事を完成することができなかったもので、実際は5月28日に完成となっている。このため、工程調整等の不備があったということで第4号の契約違反により1か月の指名停止としたものである。No.7の㈱フジタは、農林水産省が東北農政局において発注した土木一式工事5件に係る取引において、公正取引委員会から独占禁止法第19条の規定に違反する行為を行っていたとして、排除措置命令を受けたもので、第22号の不正又は不誠実な行為により、6か月の指名停止としたものである。No.8の㈱フジタを構成員に含む共同企業体は、上記理由により㈱フジタの指名停止と合わせて同様の指名停止としたものである。(資料P20~21参照) 発注工事の状況については、昨年から半減しており、制限付き一般競争入札も昨年の139件から84件へと大幅に減っている。これは、昨年は補正予算による執行案件が多かった反動もあった。また、指名停止については、本年4月1日以降の改正により複雑さを増している。これらを踏まえて活発な議論をお願いしたい。 指名停止期間の適用期間の適用期間の適用期間について			としている。同様の措置として,No.4 世紀東急工業㈱及び No5 鹿島道路㈱
階女性専用浴室・更衣室等設置工事」において工程遅延を生じさせ、平成30年3月13日の工期までは工事を完成することができなかったもので、実際は5月28日に完成となっている。このため、工程調整等の不備があったということで第4号の契約違反により1か月の指名停止としたものである。 No.7の㈱フジタは、農林水産省が東北農政局において発注した土木一式工事5件に係る取引において、公正取引委員会から独占禁止法第19条の規定に違反する行為を行っていたとして、排除措置命令を受けたもので、第22号の不正又は不誠実な行為により、6か月の指名停止としたものである。No.8の㈱フジタを構成員に含む共同企業体は、上記理由により㈱フジタの指名停止と合わせて同様の指名停止としたものである。(資料P20~21参照)  三会進行  委員長  発注工事の状況については、昨年から半減しており、制限付き一般競争入札も昨年の139件から84件へと大幅に減っている。これは、昨年は補正予算による執行案件が多かった反動もあった。また、指名停止については、本年4月1日以降の改正により複雑さを増している。これらを踏まえて活発な議論をお願いしたい。  指名停止期間の適用期間の適用期間の適用期間の適用期間の適用期間の適用期間の適用期間の適用			の指名停止期間についても短縮したものである。
年3月13日の工期までは工事を完成することができなかったもので、実際は5月28日に完成となっている。このため、工程調整等の不備があったということで第4号の契約違反により1か月の指名停止としたものである。 No.7の㈱フジタは、農林水産省が東北農政局において発注した土木一式工事5件に係る取引において、公正取引委員会から独占禁止法第19条の規定に違反する行為を行っていたとして、排除措置命令を受けたもので、第22号の不正又は不誠実な行為により、6か月の指名停止としたものである。 No.8の㈱フジタを構成員に含む共同企業体は、上記理由により㈱フジタの指名停止と合わせて同様の指名停止としたものである。 (資料P20~21参照)  司会進行 委員長  発注工事の状況については、昨年から半減しており、制限付き一般競争入札も昨年の139件から84件へと大幅に減っている。これは、昨年は補正予算による執行案件が多かった反動もあった。また、指名停止については、本年4月1日以降の改正により複雑さを増している。これらを踏まえて活発な議論をお願いしたい。  指名停止期間の適用期間の適用期間の適用期間の適用期間について  指名停止期間の適用期間の適用期間の適用期間の適用期間の適用期間の適用期間の適用期間の適用			No.6 の㈱永岡は、本市発注の「仙台市八木山動物公園ビジターセンター2
は5月28日に完成となっている。このため、工程調整等の不備があったということで第4号の契約違反により1か月の指名停止としたものである。 No.7の㈱フジタは、農林水産省が東北農政局において発注した土木一式工事5件に係る取引において、公正取引委員会から独占禁止法第19条の規定に違反する行為を行っていたとして、排除措置命令を受けたもので、第22号の不正又は不誠実な行為により、6か月の指名停止としたものである。 No.8の㈱フジタを構成員に含む共同企業体は、上記理由により㈱フジタの指名停止と合わせて同様の指名停止としたものである。 (資料P20~21参照)  司会進行 委員長 発注工事の状況については、昨年から半減しており、制限付き一般競争入札も昨年の139件から84件へと大幅に減っている。これは、昨年は補正予算による執行案件が多かった反動もあった。また、指名停止については、本年4月1日以降の改正により複雑さを増している。これらを踏まえて活発な議論をお願いしたい。  指名停止期間の適用期間について  指名停止期間の適用期間について  は5月28日についる。これらを踏まえて活発な議論をお願いしたい。  指名停止期間の適用期間について			階女性専用浴室・更衣室等設置工事」において工程遅延を生じさせ,平成30
いうことで第4号の契約違反により1か月の指名停止としたものである。 No.7の㈱フジタは、農林水産省が東北農政局において発注した土木一式工事5件に係る取引において、公正取引委員会から独占禁止法第19条の規定に違反する行為を行っていたとして、排除措置命令を受けたもので、第22号の不正又は不誠実な行為により、6か月の指名停止としたものである。 No.8の㈱フジタを構成員に含む共同企業体は、上記理由により㈱フジタの指名停止と合わせて同様の指名停止としたものである。 (資料P20~21参照)  司会進行 委員長 発注工事の状況については、昨年から半減しており、制限付き一般競争入札も昨年の139件から84件へと大幅に減っている。これは、昨年は補正予算による執行案件が多かった反動もあった。また、指名停止については、本年4月1日以降の改正により複雑さを増している。これらを踏まえて活発な議論をお願いしたい。 指名停止期間の適用期間の適用期間について 指名停止期間の適用期間について 12か月以下という理解で良いか。			年3月13日の工期までは工事を完成することができなかったもので、実際
No.7 の㈱フジタは、農林水産省が東北農政局において発注した土木一式工事 5 件に係る取引において、公正取引委員会から独占禁止法第 19 条の規定に違反する行為を行っていたとして、排除措置命令を受けたもので、第 22 号の不正又は不誠実な行為により、6 か月の指名停止としたものである。 No.8 の㈱フジタを構成員に含む共同企業体は、上記理由により㈱フジタの指名停止と合わせて同様の指名停止としたものである。 (資料 P20~21 参照)  司会進行  委員長  発注工事の状況については、昨年から半減しており、制限付き一般競争入札も昨年の 139 件から 84 件へと大幅に減っている。これは、昨年は補正予算による執行案件が多かった反動もあった。また、指名停止については、本年 4 月 1 日以降の改正により複雑さを増している。これらを踏まえて活発な議論をお願いしたい。  指名停止期間の適用期間の適用期間について  指名停止を開け、の No.1~No.5 の案件において、第 14 号は 6 か月以上12 か月以下という理解で良いか。			は 5 月 28 日に完成となっている。このため、工程調整等の不備があったと
事 5 件に係る取引において、公正取引委員会から独占禁止法第 19 条の規定に違反する行為を行っていたとして、排除措置命令を受けたもので、第 22 号の不正又は不誠実な行為により、6 か月の指名停止としたものである。 No.8 の㈱フジタを構成員に含む共同企業体は、上記理由により㈱フジタの指名停止と合わせて同様の指名停止としたものである。 (資料 P20~21 参照)  司会進行 委員長 発注工事の状況については、昨年から半減しており、制限付き一般競争入札も昨年の 139 件から 84 件へと大幅に減っている。これは、昨年は補正予算による執行案件が多かった反動もあった。また、指名停止については、本年4月1日以降の改正により複雑さを増している。これらを踏まえて活発な議論をお願いしたい。 指名停止期間の適用期間について  塩澤委員 指名停止運用状況の No.1~No.5 の案件において、第 14 号は 6 か月以上12 か月以下という理解で良いか。			いうことで第4号の契約違反により1か月の指名停止としたものである。
に違反する行為を行っていたとして、排除措置命令を受けたもので、第 22 号の不正又は不誠実な行為により、6 か月の指名停止としたものである。 No.8 の㈱フジタを構成員に含む共同企業体は、上記理由により㈱フジタの指名停止と合わせて同様の指名停止としたものである。 (資料 P20~21 参照)  司会進行  委員長  発注工事の状況については、昨年から半減しており、制限付き一般競争入札も昨年の139 件から84 件へと大幅に減っている。これは、昨年は補正予算による執行案件が多かった反動もあった。また、指名停止については、本年4月1日以降の改正により複雑さを増している。これらを踏まえて活発な議論をお願いしたい。 指名停止期間の適用期間について  指名停止期間の適用期間について  指名停止期間の適用期間について			No.7 の㈱フジタは、農林水産省が東北農政局において発注した土木一式工
号の不正又は不誠実な行為により、6 か月の指名停止としたものである。 No.8 の㈱フジタを構成員に含む共同企業体は、上記理由により㈱フジタの指名停止と合わせて同様の指名停止としたものである。 (資料 P20~21 参照)  司会進行  委員長  発注工事の状況については、昨年から半減しており、制限付き一般競争入札も昨年の139 件から84 件へと大幅に減っている。これは、昨年は補正予算による執行案件が多かった反動もあった。また、指名停止については、本年4月1日以降の改正により複雑さを増している。これらを踏まえて活発な議論をお願いしたい。  指名停止期間の適用期間について  指名停止期間の適用期間について  指名停止期間の適用期間について  指名停止がまれている。第14号は6か月以上12か月以下という理解で良いか。			事 5 件に係る取引において、公正取引委員会から独占禁止法第 19 条の規定
No.8 の㈱フジタを構成員に含む共同企業体は、上記理由により㈱フジタの指名停止と合わせて同様の指名停止としたものである。 (資料 P20~21 参照)  司会進行  委員長  発注工事の状況については、昨年から半減しており、制限付き一般競争入札も昨年の139 件から84 件へと大幅に減っている。これは、昨年は補正予算による執行案件が多かった反動もあった。また、指名停止については、本年4月1日以降の改正により複雑さを増している。これらを踏まえて活発な議論をお願いしたい。  指名停止期間の適用期間について  指名停止期間の適用期間について  指名停止期間の適用期間について			に違反する行為を行っていたとして、排除措置命令を受けたもので、第 22
指名停止と合わせて同様の指名停止としたものである。 (資料 P20~21 参照)  司会進行  委員長  発注工事の状況については、昨年から半減しており、制限付き一般競争入 札も昨年の 139 件から 84 件へと大幅に減っている。これは、昨年は補正予 算による執行案件が多かった反動もあった。また、指名停止については、本 年 4 月 1 日以降の改正により複雑さを増している。これらを踏まえて活発な 議論をお願いしたい。  指名停止期間の適用期間の適用期間について  12 か月以下という理解で良いか。			号の不正又は不誠実な行為により、6か月の指名停止としたものである。
つき進行   委員長   発注工事の状況については、昨年から半減しており、制限付き一般競争入   札も昨年の 139 件から 84 件へと大幅に減っている。これは、昨年は補正予   算による執行案件が多かった反動もあった。また、指名停止については、本 年 4 月 1 日以降の改正により複雑さを増している。これらを踏まえて活発な   議論をお願いしたい。   指名停止期間の適用期間について   電子			No.8 の㈱フジタを構成員に含む共同企業体は、上記理由により㈱フジタの
司会進行 委員長 発注工事の状況については、昨年から半減しており、制限付き一般競争入 札も昨年の 139 件から 84 件へと大幅に減っている。これは、昨年は補正予 算による執行案件が多かった反動もあった。また、指名停止については、本 年 4 月 1 日以降の改正により複雑さを増している。これらを踏まえて活発な 議論をお願いしたい。 指名停止期間の適用期間について 金澤委員 指名停止運用状況の No.1~No.5 の案件において、第 14 号は 6 か月以上 12 か月以下という理解で良いか。			指名停止と合わせて同様の指名停止としたものである。
札も昨年の 139 件から 84 件へと大幅に減っている。これは、昨年は補正予算による執行案件が多かった反動もあった。また、指名停止については、本年4月1日以降の改正により複雑さを増している。これらを踏まえて活発な議論をお願いしたい。  指名停止期間の適用期間について  12 か月以下という理解で良いか。	- A >//- /-		
算による執行案件が多かった反動もあった。また、指名停止については、本年4月1日以降の改正により複雑さを増している。これらを踏まえて活発な議論をお願いしたい。  指名停止期間の適用期間について  12 か月以下という理解で良いか。	司会進行	委員長	
年4月1日以降の改正により複雑さを増している。これらを踏まえて活発な 議論をお願いしたい。 指名停止期間の適用期間について			札も昨年の 139 件から 84 件へと大幅に減っている。これは、昨年は補正予
議論をお願いしたい。			算による執行案件が多かった反動もあった。また、指名停止については、本
指名停止期			年4月1日以降の改正により複雑さを増している。これらを踏まえて活発な
間の適用期 間について 12 か月以下という理解で良いか。			議論をお願いしたい。
間について 12か月以下という理解で良いか。		金澤委員	指名停止運用状況の No.1~No.5 の案件において, 第 14 号は 6 か月以上
事務局 その通りである。			12 か月以下という理解で良いか。
		事務局	その通りである。

	金澤委員	指名停止期間の4か月とは合わないがこれはどうしてか。
	事務局	No.1~No.5 の案件を指名停止としたのは,新しい指名要綱となった平成
		30年4月以降であるが、本市が知り得た公正取引委員会からの排除命令は平
		成30年3月28日付けで出されていた。
		本年4月に指名停止要綱を改正したことに伴い,指名停止期間も変わって
		はいるが,新旧の要綱の適用については,違反となる行為が発覚した時点と
		されているため、旧要綱の規定により4か月としたものである。
対象期間の	委員長	発注件数は、前年同期は補正予算の執行のために多かったとのことだが、
発注件数が 減った補正		前々年同期の発注件数もかなり多かった。補正予算を抜きにしても、今回は
予算以外の		何か別の原因もあって発注件数が減っているとは考えられないか。
要因について	事務局	入札不調はあるが、何回も不調にならず、この時期までずれこむことは少
		なくなったと感じている。また,工事を行う時期が平準化してきていること
		もあるものと考えている。
発注工事の	委員長	工事の発注が順調に消化され,平準化が進んでいるのであれば望ましい状
消化状況に ついて		況である。
	事務局	入札不調案件はまだあるが,少しずつ落ち着き感はでてきている。

#### (2) 事案の抽出及び審議事案の選定について

- 1) 事務局より、今回審議対象となる 97 件の工事のうち、水野委員が事前に抽出した 「入札方式別発注工事抽出事案」 10 件を報告。(詳細は資料 P22 参照)
- 2) 委員会により、1)の10件のうち本日審議する事案として以下の6事案を選定。

# 【選定事案】

- ◆制限付き一般競争入札
  - ② (仮称) 緑ヶ丘四丁目公園多目的広場整備工事 (蘆立委員抽出)
  - ④みやぎ台ポンプ場電気設備工事(高橋委員抽出)
  - ⑥管整第 29-2 号 口径 150·300·400 粍折立一丁目地内配水本管(圧力調整弁含)更新工事(蘆立委員抽出)
  - ⑦地下鉄南北線北仙台変電所高圧配電設備等更新工事 (蘆立委員抽出)
- ◆随意契約
  - ⑨地下鉄南北線台原駅外 1 駅動力監視制御設備中央処理装置更新工事 (金澤委員抽出)
  - ⑩(仮称)イオン仙台卸町ショッピングセンター新築ガス設備工事

(水野委員抽出)

#### (3) 抽出事案の審議

#### 【質疑応答】

「②(仮称)緑ヶ丘四丁目公園多目的広場整備工事」 について

論点等	発言者	発言内容
事案説明	事務局	本工事は、緑ヶ丘四丁目公園多目的広場の整備工事である。工事概要とし
		ては、公園多目的広場の敷地造成工、給水設備工、雨水排水設備工及び舗装
		等園路広場整備工などを行うものである。内容としては,地震時に大きく動
		いた土地の跡地活用として包括的に行う整備工事一式である。
		入札方式は制限付き一般競争入札で総合評価方式簡易型 I 型(土木型)適
		用とした。
		工事の履行能力を確認するため、工事の内容を踏まえて、入札参加資格と
		して、建設業許可の区分は特定と一般どちらも可能、所在地要件(仙台市内
		に本店を有すること),格付評点(土木工事の格付評点が750点以上),国又
		は地方公共団体等が発注した土木工事の施工実績及び配置技術者の要件等に
		ついての資格を設定した。
		入札参加申請者は2社で、開札前に辞退した1社を除く、1社による電子
		入札を行い、開札の結果、(株)鈴木建設を落札候補者とした。後日、技術資
		料等の審査を経て、同社を落札者と決定したものである。
		(詳細は資料 P27~30 及び P59 参照)
工期が年度 を跨ぐ際の	水野委員	これは、工期が年度を跨ぐ事案だと思うが、年度を跨がない工事もある中
措置につい		で跨ぐ工事では何か調整が行われているのか。
て	事務局	予算的な話として,例えば国の予算が入る場合,国の承認を得ないと予算
		の繰り越しができないため、発注段階では、年度内工期とする必要があるた
		め,このような工期としている。
		ただし、工事業者への説明では、現場説明書で実際の工期となる延長期限
		を仕様として明記することで対応している。これにより適正な工期が確保さ
		れていることは理解して頂いているところである。
本事案の完結について	水野委員	この工事事案は完結しているのか。
<b>小日(こ ) ( )</b>	事務局	未だ終わっていない。
工期が3月	水野委員	工期が平成 30 年 3 月 30 日迄となっているが、3 月 31 日迄としていない
31 日迄ではない理由		のは何故か。
について	事務局	平成30年3月30日が金曜日となっており、本庁発注工事では原則として
		工事の検査を行う日を平日としているためである。
工事名の	水野委員	本事案は工事名に(仮称)とあるが,これにはどういう意味があるのか。
(仮称)について	事務局	議会の承認を得て正式に決まる前の事案の表記は(仮称)扱いとなるため
		である。

	<b>ル</b> 服乗旦	- 1. F. サート 「一・ 1. F. サート 1. F. サー
	水野委員	ずっと仮称のままなのか。
	事務局	これは工事の発注段階では決まっていないということで、工事が完成する
		迄の期間に決まるものである。
入札参加資	高橋委員	入札参加申請があった 2 社の内, 1 社が辞退しているが, 本事案の入札参
格を持つ業 者数及び入		加資格を満たす市内に本店のある業者は何社あるのか。
札参加が少 ない理由に	事務局	条件を満たす名簿登載業者数は 145 社である。入札参加条件を満たす業者
ついて		が多いにも拘わらず実際の入札参加が少なかった案件であるが,工事を行う
		場所が狭いという地形的な厳しさも影響したのかもしれない。
	高橋委員	大型の建設機械の搬入などが難しい工事場所なため,入札が敬遠されたと
		いう理解で良いか。
	事務局	その他に大きいのが、時期的に年度末でもあり、技術者の確保が難しい時
		期だったことと推測している。
配置予定技	蘆立委員	本事案では配置予定技術者の条件のうち、施工管理経験は「なし」として
術者の条件 について		いるので対象となる技術者の枠が広がっているのではないか。
	事務局	本事案の工事内容は、敷地の造成などであり、特殊性はあまりなく特に難
		しいものではないため、技術者の条件は緩和して広げてある。
配置予定技	蘆立委員	本事案は総合評価方式が適用されており、配置予定技術者の能力として配
術者の施工 経験をなし		置予定技術者の過去の経験が点数評価されている。他方で,施工管理経験な
としたこと		しにまで条件を緩和して枠を広げたことは総合評価とは相反する意味になる
と総合評価の技術者の		と思うが、この点に関してのバランス等はどのように考慮したのか。
経験などを	事務局	技術者の判断要件として、入札参加資格の技術者配置と総合評価の技術者
能力として評価するこ		の能力がある。入札参加資格については、なるべく入口を広げ参加させたい。
とのバラン		しかし、次の段階での総合評価ではやはり技術力を見るので、そこは適切に
スについて		評価し、点数づけをする、ということで考えている。

# 「④みやぎ台ポンプ場電気設備工事」 について

論点等	発言者	発言内容
事案説明	事務局	本工事は、みやぎ台ポンプ場の電気整備工事である。工事概要としては、
		みやぎ台ポンプ場建設工事に伴う受変電、負荷、自家発電及び計装の設備工
		事一式を対象とした電気設備の新設工事である。
		入札方式は、制限付き一般競争入札総合評価簡易型 I 型(プラント型) とし
		た。工事の履行能力を確認するため、工事の内容を踏まえて、入札参加資格
		として、建設業許可の区分は特定、所在地要件(仙台市内に営業所を有する
		こと),格付評点(電気設備工事の格付評点が800点以上),国又は地方公共
		団体等が発注した公共下水道、流域下水道又は都市下水路の処理場又はポン

	T	
		プ場の電気設備(高圧に限る。)の新設又は更新工事の施工実績、配置技術者
		の要件等についての資格を設定した。
		入札参加申請者は8社で、8社による電子入札を行い、総額判断基準価格
		を下回った入札が8件、うち失格基準価格をも下回る入札が3件ある中で、
		残る 5 社中評価値が最も高い産電工業(株)を落札候補者とし、技術資料等を
		審査の結果、同社を落札者と決定したものである。
		(詳細は資料 P35~38 及び P61 参照)
失格基準価	委員長	入札参加者数が8社,落札率は89.61%と競争性は確保されてはいるが,
格の取り扱いについて		落札者と失格となった3社との間で総額には殆ど差がない中で,失格基準価
		格の妥当性について、考慮すべき点はないのかという思いが残る。この点に
		ついて,何かすっきりさせる方策はないものなのか。
	事務局	失格基準価格については、国からの参考となる基準が示されており、各地
		方公共団体はそれに従って対応している。特に,近年の品確法の考え方では,
		入札参加企業の利益も十分に考慮することになっている。
		適正な価格で適正な競争という原則の下で、国に準拠する形で地方は失格
		基準価格には十分配慮している。本市も勿論,同様の対応をしているところ
		である。
入札参加資	水野委員	P35 の抽出事案説明書の入札参加資格の配置予定技術者の条件には,「施工
格の配置予 定技術者の		管理経験 (完成年度は問わない)」とあるが,他の事案の中には,完成年度の
条件につい		記載がないものもある。完成年度は問わないというのが基本なのか。
て	事務局	技術者については、ご指摘のとおり完成年度は問わないのが基本である。
	水野委員	工事の方法について昔と今では違いがあり、進展していくものだと思う。
		それに伴い施工管理にも違いが生じていると思うが、その違いにかかわらず、
		完成年度は問わずに施工管理経験有りという扱いになるということか。
	事務局	その通りである。更に、施工管理経験に付いては、以前勤務した他の会社
		での経験も有効である。あくまで施工実績と認められる工事での施工管理経
		験を求めているものである。
地元とそれ	水野委員	本事案への入札者の内、東北支社や東北営業所という記載のない会社は地
以外の企業 の表記と地		元企業ということか。
元企業の入	事務局	その通りである。地元に本社のある企業であり、その内の1社が落札者と
札参加につ いて		決定したものである。
	水野委員	本事業では地元に本店のある企業の入札参加は2社であるが、同様の参加
		要件を満たす地元企業はどれ位あるのか。
	事務局	電気設備工事で名簿に登載されている格付け評点800点以上の地元企業は
		60 社程ある。但し、本事案はポンプ場というプラントでもあり、地元企業の
	l .	

みでは施工可能業者数が限定され、数社程度の入札参加しか見込めないのが 実状である。入札参加が数社では競争性に問題があるため、「市内営業所」ま で範囲を広げて競争性を確保したものである。

# 「⑥管整第 29-2 号 口径 150・300・400 粍折立一丁目地内配水本管(圧力調整弁含)

更新工事」 について

論点等	発言者	発言内容
事案説明	事務局	本工事は,折立一丁目地内の圧力調整弁を含む配水本管の更新工事である。
		工事概要は、既設配水管を耐久性に優れたダグタイル鋳鉄管に更新すること
		で、中原水系のループ化を目的とした工事である。
		入札方式は制限付き一般競争入札で,総合評価方式簡易型 I 型(配管工事)
		適用とした。
		工事の履行能力を確認するため、工事の内容を踏まえて、入札参加資格と
		して、建設業許可の区分は特定と一般どちらも可能、所在地要件(仙台市内
		に本店を有すること),格付評点(工事規模等から水処理施設工事の格付評点
		が 750 点以上), 施工実績として, 国又は地方公共団体が発注した上水道送
		配水管布設工事,配置予定技術者の要件等についての資格を設定した。
		入札参加申請者は1社,入札参加した1社による電子入札を行ったところ,
		渡辺建設工業(株)を落札候補者として,技術事項審査委員会における技術資
		料等の審査の結果,同社を落札者と決定したものである。
		(詳細は資料 P43~46 及び P63 参照)
入札参加資	金澤委員	入札参加資格を持つ対象となる業者数は何社位あったのか。
格を持つ企 業数につい て	事務局	水処理施設工事の格付け評点 750 点以上を持つ企業は 50 社程あった。
入札参加者	金澤委員	50 社が参加可能な事案なのに入札参加が1社しかなく,入札価格は予定価
が少なくな った原因に		格とほぼ同額水準になっているが、工事の難易度が高くて入札参加が少なか
ついて		ったということか。
	事務局	本工事の現場はかなり交通量が多く、工事の際余計な手間が多く掛かるこ
		とから敬遠されたものと推察している。
総合評価調	高橋委員	P46 の総合評価調書の表中にある斜線は何を意味しているのか。
書の表中の斜線の意味	事務局	配管工事においては,調書の表中の評価項目のうち,欄にバツ印が付され
について		ているものは評価の対象になっておらず、評価対象以外の項目の評価点の欄
		を斜線表記したものである。
	高橋委員	例えば、評価項目の「チ 緊急工事登録等への取組み実績」などは、本事
		案では評価対象外なので斜線が引いてあるという理解で良いか。
	事務局	その通りである。

入札者数を 増やす対策	蘆立委員	P12 の工事一覧表では、配管工事への入札者数が少ないのが一般的な傾向
暗です対象について		の様だが,これでは業者間の競争が働き難いのではないかという懸念がある。
		入札参加が可能な業者の枠を広げるなど何か対策は取れないのか。検討し
		ているのであれば教えて欲しい。
	事務局	建設業許可の区分を特定だけでなく一般も対象にするなど対策を試行して
		いるが入札参加は少ないのが実状である。
所在地要件	金澤委員	同様の工事案件で今後も入札参加が少ないことが予想されるのであれば、
の範囲を広 げて競争性		所在地要件を「市内営業所」まで広げて競争性を高めることは検討しないの
を確保することについ		か。
いて	事務局	配管工事は,特別に高い技術力が要求される工事ではない。それだけに原
		則として地元企業が優先して入札参加できるよう規定のとおり進めていきた
		い。但し、入札における競争性は大事なことでもあり、ご指摘の点も踏まえ
		て今後検討して参りたい。
入札不調に ついて	委員長	本報告対象期間中の配管工事の入札不調はどうだったのか。
3701	事務局	配管工事では今回の対象期間だけでなく不調は殆どないのが実状である。

# 「⑦地下鉄南北線北仙台変電所高圧配電設備等更新工事」 について

=^ + kk	₹ <del></del> +	7V. → L. →
論点等	発言者	発言内容
事案説明	事務局	本工事は,地下鉄南北線北仙台変電所の高圧配電設備等についての更新工
		事である。工事概要は,変電所において,老朽化した高圧配電設備及び所内
		電源設備を更新する工事である。
		入札方式は制限付き一般競争入札で,総合評価方式簡易型I型(プラント
		型)適用とした。工事の履行能力を確認するため、工事の内容を踏まえ、入
		札参加資格として、「建設業許可の区分については特定と一般どちらも可能」、
		所在地要件については「仙台市内に営業所を有すること」、格付評点について
		は「工事規模等から電気設備工事の格付評点が 850 点以上」,施工実績につ
		いては、「受変電設備における高圧配電設備の新設又は更新工事の元請負人と
		しての実績があること」と設定したほか、配置技術者の要件等についての資
		格を設定した。
		入札参加申請者は4社で,4社による郵便入札を行い,総額判断基準価格
		を下回った入札が3社,うち失格基準価格を下回る入札が2社ある中で,残
		る 2 社中評価値が高い富士電機(株)東北支社を落札候補者とし、技術資料等
		を審査の結果,同社を落札者と決定したものである。
		(詳細は資料 P47~50 及び P64 参照)
見積金額の	水野委員	本事案と同種の工事の積算、見積りは難易度が高いのか。そのため、入札

業者間の違		者間における見積金額にバラツキが生じることは一般的な傾向なのか。
いについて	事務局	地下鉄の変電所のスペースには限りがあり、設備の更新時に機器を一旦仮
	77/37/円	設する工程が介在するという特殊事情がある。その際、どのように機器を仮
		置きするかの想定の違いにより、見積り金額のバラツキが生じることがある。
	水野委員	直さするがの恋だの違いにより、光憤り霊韻のパンプイが主じることがある。   見積金額の違いの最大の要因は、機器製作費という理解で良いか。
	事務局	違いの要因として、機器製作費及び人件費にも影響する機器の仮置きの仕
機器製作メ	1.昭和日	方の違いなどが変動要素となっていると考えられる。
ーカーの競	水野委員	業者間において、見積金額の違いだけでなく、入札額と予定価格との開き
争優位について		も大きい案件であるが、総合評価としての補正はあるものの、自社で機器製
V · C		作を行っているメーカーの方が金額的には競争優位だと感じるがそういうも
		のなのか。
メーカー以	事務局	ご指摘の点は、一般的に見られる傾向である。
外の入札参	水野委員	機器製作面で優位性のないメーカー以外の企業は、入札に参加しても不利
加状況につ		だと感じ敬遠しがちになっているのではないか。
いて	事務局	同種の工事でもメーカー以外の地元企業は入札に参加しており,特に敬遠
		されている状況ではない。
市内営業所の扱いにつ	水野委員	所在地要件を「市内営業所」としているのは,今まで説明のあった状況を
いて		踏まえてのことか。
	事務局	前回の委員会でも同種の工事でご指摘のあった点ではあるが、2 月の時点
		では「市内営業所」まで間口を広げて対応したところである。
メーカー以 外の地元企	金澤委員	メーカーではない地元企業は、機器製作費の部分での競争力を持たないた
業への救済		め、純工事費の積算で価格を下げて失格となっているように感じる。同種の
的配慮及び その視点で		工事に関しては、この点について何らかの考慮はできないものなのか。
の純工事費	事務局	失格となる基準が定められており、現時点でご指摘のような考慮は行えな
の扱いにつ いて		い。
•	金澤委員	調達面で機器製作費の扱いに明らかに有利,不利のある案件では純工事費
		の失格基準を下げるなどの考慮を検討して頂きたい。
	水野委員	現在の失格基準価格の扱いは,適正な競争性を確保する上では有効な仕組
		みだとは思うが、一般的に市内本店の会社が頑張ってほしいという気持ちが
		ある。
		メーカーのみがいつも極度に有利だと思われると、地元企業の諦めに繋が
		らないか、仮に落札しても薄利で魅力のないものにならないか、という懸念
		がある。地元企業を支援し、後継者の育成を促す意味でも、適切なルールの
		検討をお願いしたい。
	事務局	純工事費は、工事に係る直接経費なので失格基準を下げることは落札企業
		の適正な利益を奪うことに繋がりかねない。また、純工事費を下げ過ぎるこ

とで現場管理費や一般管理費等にしわ寄せがいく。そのことがまた、後継者の育成にも影響するのではないかと心配である。なかなか解決策が見つけにくい難しい課題である。

# 「⑨地下鉄南北線台原駅外1駅動力監視制御設備中央処理装置更新工事」 について

論点等	発言者	発言内容
事案説明	事務局	本工事は、地下鉄南北線台原駅を含む2駅の動力監視制御設備中央処理装
		置の更新工事である。工事概要は、地下鉄南北線台原駅及び河原町駅の動力
		監視制御設備の中央処理装置を更新する工事である。
		入札方式は、特命による随意契約とした。入札方式の決定にあたっては、
		対象となる設備が、施工業者の独自の技術により製作・施工されており、中
		央処理装置は,駅営業にかかる動力・空調・衛生・防災設備の監視・操作及
		びスケジュール制御を行っている実状を特に考慮することが必要である点を
		重視した。
		業者の選定に際しては、他業者による施工で不確実であると地下鉄運行に
		重大な支障をきたす恐れがあるため、施工業者のパナソニックESエンジニ
		アリング(株)北海道・東北支店を特命したものである。
		尚,特命とする根拠条項は,地方公営企業法施行令第 21 条の 14 第 1 項第
		2 号 (随意契約)。その内容は、「不動産の買入れ又は借入れ、地方公営企業
		が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品
		の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをする
		とき。」である。
		(詳細は資料 P54~55 及び P66 参照)
特命随意契約にも拘わ	金澤委員	私がこの案件を抽出事案の中から選定したのは、落札率が 66.80%と極め
らず低い落		て低かったためである。通常、特命随意契約の落札率は極めて高く 100%に
札率となったことにつ		近い水準だと思うが、この案件の低い落札率が実現した要因を知りたい。
いて	事務局	予定価格の積算にあたって見積りを行っているが、予定価格の根拠として
		の見積りと実際の入札金額には大きな違いが生じている。この原因として考
		えられるのは、予定価格が特命予定の企業から提出された見積りに実勢掛け
		率を乗じて算出しているためである。
		実勢掛け率は、同様の工事案件の過去4年間の見積りと入札金額の実績値
		内訳の比率を平均して算定したものである。実勢掛け率は、今回成約に至っ
		た業者だけでの実績値ではなく、他の複数社を含む混合率であるためズレが
		生じたものと考えている。
	高橋委員	実勢掛け率の算定において複数社の実績を用いているためズレガ生じたと
		のことだが、それにしても予定金額と見積金額の差が大き過ぎるのではない

	1	
		か。また、そもそも当該入札企業がどうして見積金額でこれ程までに低い落
		札率となるものを出してきたのかが腑に落ちない。
	事務局	確かに各社の過去の実績値を積み上げ平均化した掛け率を用いているのに
		予定価格と見積金額で凡そ30%もの格差が生じているのは疑問を感じさせる
		点かとは感じている。
		しかし、掛け率自体が年々数%程度下がっている傾向にあり、ぎりぎりを
		狙った見積金額を出してくる状況ではない。また、実勢掛け率を用いて予定
		価格を適正化する狙いとは裏腹に見積金額との差が広がる傾向は悩ましい課
		題である。
	委員長	今後、見積りの実勢価格を含めた検討により見直しが考えられるというこ
		とか。
	事務局	実績をベースとした実勢掛け率を続けていくと、今後も同様の傾向が続く
		と考えられる。ここまで予定金額と見積金額に差が広がるのであれば、ご指
		摘通り見直しが必要だとは感じている。
更新工事時に金額参考	蘆立委員	今回は随意契約なので、本事案の工事をどこに発注するかは決まっていた
情報を収集		はずである。前回も同じ中央処理装置で更新工事契約があったのであれば,
することに よる将来の		その際に今後の更新工事はどの位の額でできるのか、という参考情報を業者
更新時への		に出して頂いたりはできないのか。
活用について		次回の更新工事の見積りに向けて、予定金額と見積金額の差が大きくなら
		ないような工夫や対応は難しいことなのか。事実上、中央処理装置の見積り
		で低い金額を入れても、更新の工事が高くなれば適切な方法かどうか問題が
		有る様に思える。
	事務局	今回の中央処理装置の更新工事は、15年に1度位の頻度で行っており、最
		初の設備装置の導入は30年前に遡る。その際に示された金額が30年後にも
		妥当性を持つと事前に想定することは難しいことである。
予定金額の 開示につい	水野委員	随意契約における予定金額は事後に開示されるのみか。
て	事務局	特命随意契約は、見積金額を提示する業者が予め決まっているので予定金
		額の事前開示は行わない。
	水野委員	予定金額が高くて見積金額との差が大きい状況は、高めの見積金額を入れ
		れば過剰な利益幅を得ることも可能かも知れない。その面からも適切な掛け
		率の設定は大事なことだと思う。
	金澤委員	予定金額が高めに設定されていることが、同種工事において事後であれ知
		られているのであれば、それを参考にして高めの見積金額へと繋がらないか
		が心配である。同種の工事は近々予定されているのか。
	事務局	南北線には17駅あり、来年度も同種の工事は予定されている。
L	l .	

「⑩(仮称)イオン仙台卸町ショッピングセンター新築ガス設備工事」 について

論点等	発言者	発言内容
事案説明	事務局	本工事は、(仮称)イオン仙台卸町ショッピングセンターの新築ガス設備工
		事である。
		工事概要は、若林区卸町一丁目のイオンの新たな商業施設である新築SR
		C造り 6 階建ての(仮称)イオン仙台卸町ショッピングセンターへ都市ガスを
		供給するための施設内及び建物内のガスの配管設備工事である。
		入札方式は随意契約である。ガス工事においては, お客様の施設内, 建物
		内の配管工事を行う際には、必ず本市ガス局がお客様からガス工事の申し込
		みを受け、これを基にガス局とガス局が公認したガス工事人資格を持つ業者
		との間で請負契約を締結し、工事を発注することと決められている。
		これはガス工事を安全に行うため、仙台市ガス供給条例に基づき本市ガス
		局から公認を受けたガス工事人しか工事を行えないためである。また、本事
		案の様なお客様が所有権を持つ敷地内、建物内のガス工事では、お客様から
		設備工事を受注した業者がガス設備業者を指定するのが一般的である。
		特命による随意契約を行う理由は、当該建物に係る設備工事を受注した設
		備業者から、本市公認のガス工事人資格を持つ㈱村上瓦斯工業所をガス設備
		工事の施工業者として指定されていたためである。
		尚,特命とする根拠条項は,地方公営企業法施行令第21条の14第2項第
		2 号 (随意契約)。その内容は、「不動産の買入れ又は借入れ、地方公営企業
		が必要とする物品の製造,修理,加工又は納入に使用させるため必要な物品
		の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをする
		とき。」である。
		(詳細は資料 P56~57 及び P67 参照)
工事人登録 について	委員長	因みに本事案で契約を締結した㈱村上瓦斯工業所は、仙台市公認の第一種
		のガス工事人として登録されているということか。
	事務局	その通りである。
予定価格の 積算につい	委員長	本事案の様な随意契約における予定価格の積算はどのように行われている
て		のか。
	事務局	通常、本市が行う方法によりガス局で積算している。
仙台市を通して随意切	水野委員	本事案のような工事では、通常受注した設備会社がガス設備業者を指定す
して随意契 約を締結す る理由につ いて		るのが一般的とのことだが、ガス自体を仙台市が供給してはいても、仙台市
		ガス局を経由して随意契約を結ぶ必然性が感じ取れない。これは単に手続き
		としての慣行なのか。
	事務局	ガス事業法に基づいて事業を進めており、その中で設備などのガス工作物

	1	Ţ
		に関しては、経済産業省令に定める技術上の基準に適合することが求められ
		ている。
		本事案などの特殊なガス工事については、本市ガス局の様なガス事業者か
		ら公認を受けたガス工事人と請負契約を締結することとされている。
	水野委員	ガス事業全般に亘り、その様な前提があるのか。
	事務局	都市ガス事業を担う業界では,事業者を必ず通すことになっている。
		補足になるが、ガス事業では安全性が最も重視されることからガス管に代
		表される工作物の保安責任が問われる。そのため、所有権がお客様にある設
		備でもガス局が保安責任を持たなければならない。このことから,ガス局が
		監督して責任を持って設備の施工を行わせる体制としているものである。
本事案とは	水野委員	P56 抽出事案説明書の工事概要説明で,テナントのガスメーター取付は別
別途行うことになる工		途工事とあるが、これは本事案とは別に改めて随意契約として取り扱われる
事の契約について		ことになるのか。
3701	事務局	それぞれのテナントについて、別途本市ガス局で積算を行う。但し、金額
		規模が小さい個別のテナントの扱いでは、他のガス事業者も同様であるが、
		経済産業省への届け出による工事単価があり、それを基に積算し、お客様か
		らの工事申し込みを受けて、ガス局が工事完了まで取り扱う仕組みになって
		いる。
契約手続きの進め方に	水野委員	抽出事案説明書の備考のところで,見積通知から見積合せ,契約へと随意
の歴めがについて		契約でもあり短期間に行われたことは理解できるが、手続きを1日ずつ取っ
		て進めているのはどうしてか,
	事務局	ガス工事の契約は,同様の手続きで進められることが多く,慣れているた
		め短期間での手続きが可能ではあるが、手続きを進める段階では確認作業を
		含めて各々1日程度は必要となるためである。
	水野委員	契約の手続き段階が進む毎に主に確認が必要な内容は金額面になるのか。
	事務局	その通りである。
		1

# 「全体を通しての質疑」 について

論点等	発言者	発言内容
総合評価調 書の整理番 号について	水野委員	総合評価調書の「2.評価点一覧」内の整理番号はどこに関係しているのか。
	事務局	整理番号の下の欄に会社名が入っているが,実際の審査に用いる総合評価
		調書には入札参加者の整理番号のみが入っており、会社名は入っていない。
		総合評価調書に会社名を入れないのは,落札企業の決定過程に入札参加者
		の情報を絡ませないためである。内部で決裁を仰ぐ際には,企業名は入れな

		いこととしており、あくまで内部的な事務処理上の措置である。
	水野委員	監視委員会の資料としては、会社名だけでなく整理番号も入っていた方が
		良いのではないか。
	事務局	今は、総合評価調書の元々の様式を入札等監視委員会用に会社名を入れて
		お示ししている。実際の総合評価委員会では、会社名を入れると恣意的判断
		が入る疑念を生じることから、それを防ぐために会社名は入れていない。
		入札等監視委員会では,過去に会社名がわからないと入札過程の因果関係
		が捉えにくいという意見があり、現在お示ししている様式としたものである。
		入札参加者と落札者の整理番号は以前は一致しなかったが、今はその点は
		改善されている。整理番号は、入札等監視委員会用に入れることは可能なの
		で,今後事務局で対応させて頂きたい。
施工管理経 験の完成年	水野委員	P51 抽出事案説明書の入札参加資格について,配置予定技術者の条件で施
度表記につ		工管理経験の完成年度は問わないとあるが、施工実績では完成年度が示され
いて		ている。整合性の観点から統一して欲しい。
	事務局	統一することとして行く。
総合評価調	金澤委員	総合評価の評価点はいつの時点で決められ、当該企業も知っているものな
書の評価点の扱いにつ		のか。
いて	事務局	当該企業も知っているという前提で入札時に技術資料として自社の評価点
		を提出させ,総合評価委員会で妥当性を評価している。例えば,P38 の調書
		では評価項目クとケの項目で「再」と入れられている企業があるが,これは
		審査の結果、点数が変わったことを示している。
総合評価調 書の評価項	高橋委員	総合評価調書では,案件によって評価項目が異なっている。例えば,P46
目の違いに		の調書の評価項目「コー優良企業表彰歴」が線で消されているのは何故か。
ついて	事務局	コの SAFETY 優良企業表彰歴は、国土交通省が扱う工事において、安全
		性に配慮した施工が対象となる評価項目である。そのため、表彰歴があれば
		加点されるものだが、水道局案件には過去2か年度に対象となる市内本店企
		業が存在しないために項目を削除したものである。
		また、他の評価項目の中にも、本庁契約課が扱う工事案件以外では対象に
		ならない評価項目もある。その場合は、担当する各公営企業等が、必要に応
		じて評価項目を追加または削除しているものである。
	高橋委員	線による評価項目削除の意味がわからなかったので質問したが、了解した。
	事務局	総合評価には、簡易型適用Ⅰ型適用として、プラント型等の色々な型式が
		あるが、標準的な型式から評価項目が削られ標準とは異なる評価項目となっ
		ている場合も多い。

# 6 その他

今後の予定に関して、事務局から各委員に次のとおり依頼及び通知した。

- ① 次回の抽出委員は金澤委員に依頼する。
- ② 次回の委員会の日程は、平成30年11月1日(木)10時からの予定である。

# 7 閉会